

中小企業・小規模事業者向け 経営相談窓口

八戸商工会議所・青森県よろず支援拠点では、オンライン経営相談や専門家派遣制度を設けています。詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

八戸商工会議所

○オンライン経営相談窓口 **要申込**

対象者	八戸商工会議所管轄内の事業者および事業を営む予定のある人
相談料	無料
申込方法	八戸商工会議所ホームページの「オンライン経営相談窓口お申し込みフォーム」から必須事項などを入力の上、お申し込みください。

○エキスパートバンク(専門家派遣)制度 **要申込**

経営や技術で問題を抱える事業者に対し、豊富な知識と経験を有する専門家「エキスパート」を派遣して実践的なアドバイスを行い、課題の解決を目指す制度です。(派遣要件あり)

対象者	八戸商工会議所管轄内の事業者
相談料	専門家の派遣回数に応じて発生(通常1回/年まで無料、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は3回/年まで無料)
申込方法	八戸商工会議所に経営課題を相談の上、お申し込みください。

申問八戸商工会議所 ☎43-5111 <https://www.8cci.or.jp>

青森県よろず支援拠点

○よろず出張相談会(八戸サテライト) **要申込**

さまざまな分野のプロフェッショナルが無料相談に応じる、中小企業・小規模事業者のための経営相談所です。週2日、八戸サテライトを開催しています。

日時	毎週(月)・(火)10時~16時
相談料	無料
場所	八戸インテリジェントプラザ(北インター工業団地1-4-43)
申込方法	電話またはホームページからお申し込みください。

申問青森県よろず支援拠点 ☎017-721-3787

<https://www.21aomori.or.jp/yorozu/satellite.html>



ホームページ
はこちら

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として、経済産業省が開設している相談窓口は次の通りです。

窓 口 一 覧	青森県信用保証協会	☎017-723-1354 (青森市新町)	日本政策金融公庫 八戸支店	☎22-6274 (馬場町)
	青森県商工会連合会	☎017-734-3394 (青森市新町)	商工組合中央金庫 八戸支店	☎45-8811 (八日町)
	青森県中小企業団体中央会	☎017-777-2325 (青森市本町)		

国民健康保険税・介護保険料の減免

国民健康保険税

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は、申請により国民健康保険税が減免となる場合があります。

○減免となる国保税 令和2年度分および令和3年度分の国保税
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期にかかる国保税

- | | | |
|------|---|------------|
| 対象者1 | 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人 | } 国保税を全額免除 |
| 対象者2 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯の人 | |
- ①主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである
②主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である
③主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である
(注)申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○やむを得ない事情により国保税を納められない場合には、減免制度の他にも、分割納付、一定期間の納税の猶予などの制度もありますので、ご相談ください。

申問収納課 ☎43-2164、43-9172、43-9173、43-9174、43-9175 市ホームページ内で「国保税の減免」を検索

介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす第一号被保険者は、申請により保険料が減免となる場合があります。

- | | | |
|------|---|------------|
| 対象者1 | 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第一号被保険者 | } 保険料を全額免除 |
| 対象者2 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第一号被保険者 | |
- ①主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)のいずれかの減少額(保険金等による補填を差し引いた額)が令和2年中の当該事業収入等の額の10分の3以上である
②主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下である
(注)申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

申問介護保険課 ☎43-9285 市ホームページ内で「介護保険料の減免」を検索

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いします。

